

TaxFlash

2026年1月 / 第3号



ページ1

自然災害、宗教行為、慈善、社会または文化的目的のために寄贈される贈与品・寄付品の輸入に係る輸入関税および物品税の免除

ページ2

金融情報へのアクセスに関する更新

自然災害、礼拝、慈善、社会または文化的目的のために寄贈される贈与品・寄付品の輸入に係る輸入関税および物品税の免除

2025年12月29日、財務大臣は、自然災害、宗教行為、慈善、社会または文化的目的のために寄贈される贈与品・寄付品の輸入に係る輸入関税および物品税の免除を規定するPMK-99¹を公布しました。PMK-99は、これまで同目的について発行されていた財務大臣規則PMK-69²(自然災害向け)およびPMK-70³(宗教行為、慈善、社会または文化的活動向け)を整理・統合し、両規則を廃止するとともに、従来PMK-69およびPMK-70に規定されていた内容を明確化しています。

PMK-99で導入された主な変更点は以下の通りです。

災害事前段階の追加

PMK-99では、輸入関税および・または物品税の免除対象となる条件として、従来の災害緊急段階(警戒、緊急対応、復旧への移行を含む)および復旧・再建段階に加えて、災害事前段階が新たに追加されています。また、PMK-99は、災害事前段階における免除措置について、宗教行為、慈善、社会または文化的活動に従事する団体・機関にも適用されることを明確に規定しています。

礼拝、慈善、社会・文化目的の物品に関する仕様

PMK-70では、輸入関税・物品税の免税対象となる寄贈物品について、具体的な品目が列挙されていました。一方、PMK-99では、免税対象となる輸入寄贈物品を以下の通り用途別に分類しています。

- 礼拝目的の物品（インドネシアで認められている宗教のための物品）
- 慈善・社会目的の物品（非商業目的で、医療・教育支援等を含む）
- 文化目的の物品（国際文化交流の促進を目的とするもの）

金融情報へのアクセスに関する更新

2025年12月31日、財務大臣は、税務目的のための金融情報アクセスに関する技術的ガイダンスを定めるPMK-108⁴を公布しました。PMK-108により、これまでのPMK-70⁵およびその改正規則（PMK-73⁶、PMK-19⁷、PMK-47⁸）は全て廃止されています。PMK-70の内容については、[TaxFlash No.07/2017](#)をご参照ください。

本PMKは、以下を実施するために公布されたものです。

- 共通報告基準（Common Reporting Standard、CRS）多国間主管当局間合意（Multilateral Competent Authority Agreement、以下「MCAA」）の追加議定書（以下、「改訂CRS」）、および
- 暗号資産等報告枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework、以下「CARF」）MCAA（2026年報告年度より適用開始）

これらは、インドネシアの主管当局により2024年11月19日に署名されています。

CRSに基づく金融情報に関するPMK-108の大部分の規定は、従前の規則と概ね同様ですが、改訂CRSに整合させるための手続に関する更新が加えられています。

以下に示す主な新しいポイントとして、CARF MCAAに基づく情報交換を実施するための規定が新たに導入されたことが挙げられます。

報告義務を負う金融機関

関連する暗号資産情報の報告が求められるCARF報告を行う暗号資産サービス業者（Crypto-Asset Service Providers、以下「CASP」）は、以下の通りです。

- CARFの規定に基づき金融機関の要件を満たす法人または法的構成体、および
- 個人

上記は、顧客のため、または顧客を代理して、交換または移転を円滑にするサービスを提供する者です（これには、当該交換または移転におけるカウンターパーティまたは仲介者として行動する者、またはプラットフォームを提供する者として活動する者が含まれます）。

CARF報告を行うCASPが営む事業の類型には、デジタル金融資産のトレーダー、およびCARF報告を行うCASPの基準を満たすその他の当事者が含まれます。さらに、これらのCARF報告を行うCASPは、国税総局への登録が義務付けられています。

4 財務大臣規則2025年第108号（PMK-108）2025年12月31日公布、2026年1月1日発効

5 財務大臣規則2017年第70号（PMK-70）2017年6月2日公布・発効

6 財務大臣規則2017年第73号（PMK-73）2017年6月13日公布・発効

7 財務大臣規則2018年第19号（PMK-19）2018年2月19日公布・発効

8 財務大臣規則2024年第47号（PMK-47）2024年8月6日公布・発効

関連する暗号資産

関連する暗号資産とは、以下を除くあらゆる種類の暗号資産を指します。

- a. 中央銀行デジタル通貨
- b. 特定の電子マネー商品、および
- c. CARF報告を行うCASPによる合理的な評価に基づき、支払目的または投資目的で使用することができないと判断されるその他の暗号資産

報告情報

CARF報告を行うCASPは、CARF規則に基づき実施した金融口座デュー・ディリジェンス手続により特定された報告対象となる暗号資産ユーザーが行った対象を含む報告書を、翌暦年の4月30日までに納税者ポータルを通じて国税総局へ提出する必要があります。

報告対象となる暗号資産ユーザーとは、次の者を指します。

- a. 自動的情報交換（Automatic Exchange of Information、以下「AEOI」） - CARF報告指定法域の内国税務上の居住者である個人、死亡した個人の未分割相続財産を含む、および
- b. 本拠地国がAEOI-CARF報告指定法域である法人。ただし、株式が証券取引所で定期的に取り交わされている法人、中央銀行、政府機関等の一定の法人は例外となる

提出される報告書には、少なくとも以下の事項を含める必要があります。

- a. 暗号資産ユーザーの識別情報（氏名、住所、居住地国、有効な自己申告書等）
- b. CARF報告を行うCASPの識別情報（名称、住所、納税者番号）
- c. 暦年中の対象取引であり、具体的には以下を含む：
 - 関連する暗号資産と法定通貨との交換
 - 異なる種類の関連する暗号資産の間の交換
 - 関連する暗号資産の移転による財・サービスの対価としての小売支払いで、その金額がUSD50,000を超えるもの、および・または
 - 関連する暗号資産

識別手続

2026年1月1日以降、CARF報告を行うCASPは、暗号資産ユーザーによるアカウント開設時に金融口座の識別手続を開始する必要があります。この手続には、有効な自己申告書を取得し、その合理性および有効性を評価した上で、当該評価および有効な自己申告書に基づきアカウント保有者の税務上の本拠地を判定することが含まれます。

この識別手続は、すべての報告対象となる暗号資産ユーザーに対して実施されます。なお、本手続に関する文書は少なくとも5年間保存する必要があります。国税総局から求められた場合にはインドネシア語への翻訳が求められる可能性があります。

国税総局による参加法域等に関する公表

現行のAEOI-CRSにおいて定められている参加法域および報告対象法域の一覧に関する国税総局の公表に加え、国税総局はAEOI-CARFに基づく関連リストについても、国税総局および・または財務大臣の公式ウェブサイトを通じて公表する予定です。

経過規定

本PMKに定められている経過規定は以下の通りです。

- a. 2026年1月1日以降に実施される金融口座の識別手続は、本PMKの規定に従って行われる。一方、2025年12月31日までに記録された金融口座については、引き続きPMK-70が適用される
- b. 2026年10月1日以降に提出される報告書（必要に応じて提出済み報告書の訂正を含む）、および2026年データ年度以降の年度の報告書については、本PMKの規定に従って報告を行う必要がある

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis abdullah.azis@pwc.com	Gerardus Mahendra gerardus.mahendra@pwc.com	Raemon Utama raemon.utama@pwc.com
Adi Poernomo adi.poernomo-c@pwc.com	Hasan Chandra hasan.chandra@pwc.com	Raka Putra raka.putra@pwc.com
Adi Pratikto adi.pratikto@pwc.com	Hendra Lie hendra.lie@pwc.com	Riyadi riyadi.riyadi-c@pwc.com
Adrian Hanif adrian.hanif@pwc.com	Hisni Jesica hisni.jjesica@pwc.com	Runi Tusita runi.tusita@pwc.com
Alexander Lukito alexander.lukito@pwc.com	Hyang Augustiana hyang.augustiana@pwc.com	Ryuji Sugawara ryuji.sugawara@pwc.com
Aman Santosa aman.santosa-c@pwc.com	Irene Satyanagara irene.satyanagara@pwc.com	Sukma Alam sukma.alam-c@pwc.com
Andrias Hendrik andrias.hendrik@pwc.com	Kianwei Chong kianwei.chong@pwc.com	Surendro Supriyadi surendro.supriyadi-c@pwc.com
Angeline angeline.angeline@pwc.com	Lukman Budiman lukman.budiman@pwc.com	Susetiyo Putranto susetiyo.putranto@pwc.com
Angga Wardhani angga.wardhani@pwc.com	Made Natawidnyana made.natawidnyana@pwc.com	Sutrisno Ali sutrisno.ali-c@pwc.com
Anton Manik anton.a.manik@pwc.com	Margie Margaret margie.margaret@pwc.com	Suyanti Halim suyanti.halim@pwc.com
Antonius Sanyojaya antonius.sanyojaya@pwc.com	Marlina Kamal marlina.kamal@pwc.com	Tjen She Siung tjen.she.siung@pwc.com
Avinash Rao a.rao@pwc.com	Nicholas Sugito nicholas.sugito@pwc.com	Turino Suyatman turino.suyatman@pwc.com
Ay Tjhing Phan ay.tjhing.phan@pwc.com	Nikolas Handradjid nikolas.handradjid@pwc.com	William Christopher william.christopher@pwc.com
Brian Arnold brian.arnold@pwc.com	Novie Mulyono novie.mulyono@pwc.com	Yessy Anggraini yessy.anggraini@pwc.com
Dexter Pagayonan dexter.pagayonan@pwc.com	Oki Octabiyanto oki.octabiyanto@pwc.com	Yuliana Kurniadjaja yuliana.kurniadjaja@pwc.com
Enna Budiman enna.budiman@pwc.com	Omar Abdulkadir omar.abdulkadir@pwc.com	Yunita Wahadaniah yunita.wahadaniah@pwc.com
Esa Perdana esa.perdana@pwc.com	Otto Sumaryoto otto.sumaryoto@pwc.com	
Gadis Nurhidayah gadis.nurhidayah@pwc.com	Peter Hohoulas peter.hohoulas@pwc.com	

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2026 PwC Tax Indonesia. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.